

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

八街市は、特産品の落花生の生産をはじめとする農業を基幹産業とし、就業者数を産業3部門別にみると、第1次産業就業者が就業者全体の7.8%(全国3.5%、千葉県2.5%)、第2次産業就業者は25.6%(全国23.7%、千葉県19.0%)、第3次産業就業者が66.5%(全国72.7%、千葉県78.4%)となっており、全国等と比較すると第1次産業の割合が高い傾向がみられる。

産業別の事業所数構成は、卸売業・小売業、建設業、製造業と続き、企業単位での労働生産性(付加価値額÷従業員数)では、八街市は3,790千円/人(全国5,990千円/人、千葉県4,460千円/人)となっており、全国平均や千葉県平均と比較して労働生産性が低い状況となっている。

また、八街市では、人口減少と少子高齢化が急速に進行し、生産年齢人口の減が危惧されるとともに、技術革新の進展により産業構造及び国際的な競争条件が著しく変化する中、少子高齢化による人手不足等の事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備を導入することで、中小企業者の労働生産性の飛躍的な向上と環境と調和のとれた産業の振興を図る。

(2) 目標

本計画は、老朽化が進む設備を生産性の高い設備を導入することで産業の振興を図ることを目標としており、先端設備等の導入計画の認定件数は、2年間の合計で20件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

八街市の産業は、農業を基幹産業とし、各種産業が点在するため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

八街市は、市全域が未線引き都市計画区域であることから、各産業が市内全域に点在している状況となっており全ての区域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

八街市は、市全域が未線引き都市計画区域であることから、各産業が市内全域に

点正在している状況となっており全ての業種・事業を対象とする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内への産業集積等の経済波及効果も希薄であるため、本計画において対象とする業種・事業から除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間、5年間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・先端設備等の導入により人員削減を目的とせず、雇用の安定に配慮すること。
- ・安全な住民生活の保全のために公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについて、関係法令の遵守等十分な配慮を行い、事業活動においては、犯罪・事故等を増加させないよう地域社会と連携・調和を図り健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ・環境関係法令や八街市環境基本条例に基づき環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図ること。
- ・事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めること。
- ・環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、千葉県等の関係機関と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮すること。
- ・市税等を滞納していないこと。
- ・その他市長が不適當と認める場合。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。